

イギリスから見た戦後天皇制

富永 望

はじめに

本章では、第二次世界大戦終結前後から、日本占領期にかけてのイギリスの天皇観を検証する。周知の如くイギリスは君主制の下で議会政治を発展させた代表的な民主主義国家である。日本がアメリカ占領下で民主化を進めていた時期に、イギリスが天皇制をどのように見ていたかを検証することは、日本における民主主義の形を考える上で、今日的にも意味があると筆者は考える。史料として用いるのはイギリス外務省の日本関連文書（British Foreign Office Japan Correspondence）である。

さて、イギリスの天皇観については、武田清子が『天皇観の相剋』<sup>(1)</sup>の一章を割いている。当初は天皇制に対して厳しい目を向けていたイギリスが、日本の敗戦が迫るにつれて天皇制存置論に傾いて行ったことを明らかにしているが、占領期までは論じていない。また、波多野勝が一九五三年の明仁皇太子訪英を丹念に検証し、その中でイギリスの皇室に対する姿勢に言及しているが、イギリスの関心が高まったのが講和後としている点は首肯しかねる。その他に研究書ではないものの、工藤美代子<sup>(2)</sup>と徳本栄一郎<sup>(3)</sup>がイギリス外務省文書の中で皇室に言及したものを紹介

しており、本章の問題関心と一部重なるが、エピソード的な扱いに留まっている。

一方、近年戦後天皇制を君主制として捉え直す研究が、筆者も含めて続出している。戦後天皇制の政治史的研究の先駆者は渡辺治であるが、渡辺は本来共和制的に運用されるべき日本国憲法の阻害要因として、昭和天皇の存在を否定的に評価した<sup>(5)</sup>。それに対して戦後天皇制をイギリス型の君主制に近づいた民主的体制として肯定的に評価したのがルーフ (K. J. Rooth) である<sup>(6)</sup>。後藤致人は日本国憲法施行後最初に政権を担当した中道左派連立政権の憲法運用を象徴天皇制路線、後を受けた保守政権の憲法運用を立憲君主制路線と位置づけた<sup>(7)</sup>。小川賢治は戦後天皇制とイギリス君主制の憲法学的比較検討を行っており、天皇制をめぐる憲法運用の実態に研究者の関心が集まるようになった<sup>(8)</sup>。そして下條芳明はスウェーデンの君主制と比較しながら、戦後天皇制を情報的君主制と位置づけて積極的に評価する<sup>(9)</sup>。茶谷誠一は榎原猛の分類に準拠しながら、象徴君主保持国会制の間接民主国が平成に入って成立したとしている<sup>(10)</sup>。

筆者は議会主義的君主制志向と共和制志向のせめぎ合いの中で象徴天皇制が定着したとする立場であるが<sup>(11)</sup>、筆者も含めて近年の政治史的な戦後天皇制研究は、憲法運用に着目する傾向にある。戦後天皇制が大日本帝国憲法(以下、明治憲法)から日本国憲法への変革をその起点としている以上、自然なことといえよう。憲法改正が政治的争点として急浮上している今日、民主主義国家の代表格ともいえるイギリスが、戦後天皇制と憲法運用をどのように考えていたのかを知ることが、我々に重要な示唆を与えてくれるものと期待できる。

## 一 イギリスから見た明治憲法体制

### (1) イギリス外務省の日本観

イギリス外務省における戦争終結後の天皇制の処遇に関する検討作業としては、管見の限り、一九四三年九月二